

公益社団法人日本介護福祉士会 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下、「本会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
 - (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定した寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

(寄付金の募集)

第3条 本会は常時一般寄付金・特定寄付金を募ることができる。

- 2 寄付の募集に際しては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第17条に規定する禁止行為を行ってはならない。

(寄付金の用途)

第4条 寄付者が用途を特定しない一般寄付金については、寄付金総額の50%以上を当会定款第3条目的、第4条事業のうち公益目的事業に該当する事業に使用するものとする。

- 2 特定寄付金は、寄付者が特定した公益目的事業のために使用する。

(受領証明書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領証明書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領証明書には、本会への寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金の辞退)

第6条 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益認定法第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合。
- (2) 寄付金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第7条 本会が受領する寄付金については、公益認定法施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

第1条 この規程は、平成29年3月21日より施行する。